

## 帰国生徒等の出願について

- ◎ 本県の県立高等学校又は甲府市立甲府商業高等学校を志願する者で帰国生徒等特別措置の適用を受けようとするものは、裏面の「帰国生徒等の要件」を確認後、次の手続きをしてください。

### 提出期間及び提出先

- [手続き1]については、平成29年1月30日(月)～2月15日(水)の期間（土曜日、日曜日及び祝日を除く。最終日は正午まで。）に、各志願先高等学校に提出する。（高等学校の住所については、実施要項のP77～P78を参照のこと。）
- [手続き2]については、平成29年2月20日(月)～2月22日(水)の期間に、各志願先高等学校に提出する。  
ただし2月20日については、山梨県総合教育センターにおいて一括受付を行うため、各高等学校での窓口受付は行わない。また、2月22日は正午まで。

### 【手続き1】帰国生徒等特別措置申立のための提出書類

- 申立書（様式21） 1通
  - ・保護者が引き続き海外に居住し、志願者のみ帰国又は帰国予定の場合は、身元引受承諾書（様式22）を併せて提出する。
  - ・外国籍生徒は、上陸年月日が記載されている「パスポート」の写し、及び「住民票」を添付すること。
  - ・申立書にある中学校長の証明が得られない志願者は、申請書類の提出を見込んで早期に山梨県教育委員会高校教育課（新しい学校づくり推進室）に問い合わせること。

※ 上記の書類を審査し、適当と認めるときは帰国生徒等特別措置適用承認書（様式23）により通知する。（申立書提出時に、承認書の国内の送付先を別途明記し、同封すること。）

なお、これらの書類の提出は郵送でも受け付けるが、その場合は、書留により期限内に必着のこと。

### 【手続き2】出願のための提出書類

（日本国内の中学校に在学又は卒業した者については中学校を経由して提出すること。在外教育施設も同様とする。）

#### （本人が用意するもの）

- (1) 写真を貼付した入学願書 1通（様式2又は様式4）
    - ・入学願書 様式2………全日制課程
    - ・入学願書 様式4………定時制課程
- ※それぞれ入学願書裏面の「記入上の注意事項」を参考に記入す

ること。

※写真は、平成28年12月1日以降に撮影した、縦4cm×横3cmの上半身・正面・脱帽のもので、裏面に中学校名と氏名を記載すること。（白黒・カラーいずれも可。）

※専門教育学科を志願する者又は普通科のコースを希望する者の自己選択する3教科は、志願先の専門教育学科又はコース指定における傾斜配点教科（実施要項P58）を含めなければならない（第2希望の場合においても同じ）。

- (2) 入学審査料
  - ・県立高等学校の場合 全日制課程………2,200円  
定時制課程………950円  
※「山梨県収入証紙」を入学願書に貼付すること。（消印はしないこと。）  
※収入証紙は、山梨中央銀行本・支店等で購入できます。
  - ・甲府市立甲府商業高等学校の場合………2,200円  
※現金で納付すること。
- (3) 帰国生徒等特別措置適用承認書（様式23） 1通
  - ・[手続き1]により交付されたもの
- (4) 封筒 1通
  - ・大きさは、角形2号（240mm×332mm）
  - ・志願者の住所及び氏名を記入（切手は不要）
  - ・郵便で入学願書を提出する場合は志願者の住所・氏名を記した長形3号（120mm×235mm）をもう1通同封（切手は不要）
- (5) 自己申告書（様式25） 1通（該当のみ）
  - ・中学校において欠席日数が多い状況や理由等について説明する必要がある者は、自己申告書を志願先高等学校長に提出することができる。（基準については要項のP9又はP18を参照すること。）

#### （中学校又は在外教育施設等が作成するもの）

- (6) 調査書（様式6） 1通
  - ・平成29年度山梨県公立高等学校等入学者選抜実施要項のP11～12又はP21を参考のうえ、記入すること。
  - ・「各教科の学習の記録」欄について、例えば、10段階で評定している場合又は評定の段階がない場合は、5段階の評定に直すこと。
- (7) 欠席日数の多い生徒に関する事情説明書（様式26） 1通（該当のみ）
  - ・中学校において第3学年の欠席日数が30日以上の者について、欠席日数が多い状況や理由等についての事情説明書を志願先高等学校長に提出する。なお、欠席日数が30日未満の者についても中学校長が必要と認める場合は提出することができる。（要項のP9又はP19を参照）

- (8) 出願者一覧表（様式7） 1通  
志願者のみ記入すること。
- (9) 5段階評定集計表（様式8） 1通  
・平成29年度山梨県公立高等学校等入学者選抜実施要項のP12  
又はP21を参照のうえ、記入すること。  
・平成27年度以前の卒業者については、提出の必要はない。
- (注1) 日本国の中学校に在籍せず、在外教育施設等から出願する場合の調査書、5段階評定集計表又は中学校生徒指導要録については、提出不可能な場合、在学（出身）校が発行する成績・単位修得証明書又はこれに準ずるもの（在外教育施設以外は、英文で記載されていたものが望ましい。）によることができる。
- (注2) (6)～(8)の書類については、志願先高等学校にて、本人が用意した入学願書等の書類と一緒に提出すること。  
(郵送の場合は2月22日（水）の正午までに到着するようにすること。)
- (注3) (9)の書類については、平成29年2月27日（月）までに、山梨県教育委員会高校教育課にて提出すること。
- (注4) 出願は、郵送可とする。ただし、書留により期限内に必着のこと。
- (注5) (6)、(8)～(9)の各書類の記入等についての問い合わせは、次に連絡してください。

※山梨県教育委員会高校教育課 指導担当 TEL 055-223-1766

資料請求及び問い合わせ先  
〒400-8504 山梨県甲府市丸の内1-6-1  
山梨県教育委員会 新しい学校づくり推進室  
TEL 055-237-1111(代) 内8330 TEL 055-223-1767(直)

## 出願資格

次の1から6のいずれかの条件を満たす者とする。ただし、出願時に高等学校若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は、出願することができない。また、既に高等学校若しくは中等教育学校を卒業している者は、卒業時と同一の学科に出願することはできない。

- 1 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者又は平成29年3月に卒業する見込みの者、あるいは中等教育学校の前期課程を修了した者又は平成29年3月に修了する見込みの者
- 2 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者又は平成29年3月に修了する見込みの者
- 3 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者又は平成29年3月に修了する見込みの者
- 4 中学校を卒業した者と同等以上の学力を有する者として文部科学大臣の指定した者

- 5 保護者が就学させる義務を猶予又は免除された子等で、文部科学大臣が別に定めるところにより、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
- 6 その他高等学校において、中学校を卒業又は修了した者と同等以上の学力があると認めた者

## 帰国生徒等の要件

- 1 海外帰国生徒  
原則として、平成26年4月1日以降に帰国した者又は帰国予定の者で、外国における在住期間がその帰国からさかのぼり継続して2年以上ある者
- 2 移住生徒  
中国残留邦人等、永住するため海外から引き揚げてきた者及び海外から移住してきた者の子で、原則として、平成29年4月1日現在、日本における在住期間が7年以内の者  
なお、中国残留邦人等とは、昭和20年9月2日以前から引き続き外国に居住し、その後、永住目的で帰国した者（これらの者を両親として外国において出生した者を含む。）をいう。
- 3 外国籍生徒  
保護者とともに山梨県内に居住し、又は居住予定のある外国籍を有する者で、原則として、平成29年4月1日現在、日本における在住期間が7年以内の者  
\*外国において、学校教育における9年の課程を修了した外国籍生徒又は平成29年3月に修了する見込みの外国籍生徒がこの措置の適用を受けようとする場合は、申請書類の提出を見込んで早期に山梨県教育委員会高校教育課（新しい学校づくり推進室）に問い合わせされること。

## 帰国生徒等の特別措置

- 1 入学検査における特別措置
  - ・学力検査及び面接とし、一般受検者と区別して行う。
  - ・学力検査は、平成29年度山梨県公立高等学校入学者選抜学力検査問題を使用し、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科の中から自己選択した3教科とする。
  - ・ただし、専門教育学科を志願する者又は普通科のコースを希望する者は、志願先の選抜又はコース指定における傾斜配点教科を含めて選択しなければならない（第2希望の場合においても同じ）。
- 2 募集定員における特別措置
  - ・募集定員を超えて、志願先高等学校の学級数に相当する数まで入学を許可することができる。
- 3 入学後の特別措置
  - ・日本語指導を特に必要とする生徒を対象とした教育課程を笛吹高等学校及び都留興譲館高等学校（普通科）並びに中央高等学校に置く。

## 【前期募集における取扱】

- ①前期募集では、在外教育施設等、海外からの出願はできません。
- ②前期募集における帰国生徒等特別措置はありません。
- ③帰国生徒等で、転入時期などにより調査書の所定の様式への記載が困難な場合は、帰国生徒等に関する事情説明書（様式24）を作成のうえ、中学校に提出してください。